文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官） **第二十三条**　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官それぞれ一人を置く。 2～6　［略］ 7　児童生徒性暴力等対策専門官は、地方公務員である教育関係職員による児童生徒性暴力等の防止等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第四項に規定する児童生徒性暴力等の防止等をいう。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。 （教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官） **第三十条**　教科書課に、教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官それぞれ一人を置く。 2　［略］ 3　教科書制度改革専門官は、学習者用デジタル教科書（学校教育法施行規則第五十六条の五第一項に規定する教科用図書代替教材をいう。）の導入その他の教科用図書に関する制度の改革に関する専門的事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。 4～6　［略］ （企画官及び視学官） **第三十五条**　高等教育局に、企画官一人及び視学官二人を置く。 2～4　［略］ （高等教育政策室） **第三十六条**　高等教育企画課に、高等教育政策室を置く。 2　［略］ 3　高等教育政策室に、室長並びに大学教育システム専門官及び大学院振興専門官それぞれ一人を置く。 4　［略］ 5　大学教育システム専門官は、大学教育の質の保証に関する制度及び大学における授業の方法の改善に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。	（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官） **第二十三条**　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官それぞれ一人を置く。 2～6　［同上］ ［項を加える。］ （教科書企画官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官） **第三十条**　教科書課に、教科書企画官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官それぞれ一人を置く。 2　［同上］ ［項を加える。］ 3～5　［同上］ （企画官及び視学官） **第三十五条**　高等教育局に、企画官一人及び視学官三人を置く。 2～4　［同上］ （高等教育政策室、大学設置室及び国際企画室並びに大学評価専門官） **第三十六条**　高等教育企画課に、高等教育政策室、大学設置室及び国際企画室並びに大学評価専門官一人を置く。 2　［同上］ 3　高等教育政策室に、室長を置く。 4　［同上］ 5　大学設置室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。 二　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。